

5. 農業統計 (1992年、1993年)

一九九三年 农业生产概况

	1993年	+(-)%
肉类总量	3780万吨	18.2
其中:猪肉	3224万吨	9.7
禽肉	516万吨	13.7
牛奶	498万吨	-1.0
绵羊毛	24万吨	0.0
猪年末存栏数	39087万头	1.7
羊年末存栏数	21832万头	5.3
大牲畜年末存栏	13803万头	2.4
粮食	45644万吨	3.1
其中:谷物	40956万吨	2.0
油料	1761万吨	7.3
其中:花生	801万吨	34.6
油菜籽	695万吨	-9.2
棉花	376万吨	-16.6
黄红麻	65万吨	4.5
甘蔗	6413万吨	-12.2
甜菜	1210万吨	-19.7
烤烟	308万吨	-1.2
蚕茧	76万吨	9.6
茶叶	60万吨	6.8
水果	2988万吨	22.5
水产品	1785万吨	14.6
其中:淡水产品	741万吨	10.9
海水产品	1044万吨	11.9

Agriculture production in 1993

	unit:1000	+(-)%
total meat production(ton)	37800	18.2
of pork,beef,mutton(T)	32240	9.7
poultry meat(T)	5160	13.7
milk(T)	4980	-1.0
sheep wool(T)	240	0.0
pig inventory(head)	390870	1.7
goat,sheep inventory(H)	218320	5.3
large animal inventory(H)	138030	2.4
grain(T)	456440	3.1
of cereal(T)	409560	2.0
oil crops(T)	17610	7.3
of peanuts(T)	8010	34.6
rape seeds(T)	6950	-9.2
cotton(T)	3760	-16.6
黄红麻	650	4.5
sugarcane(T)	64130	-12.2
beet(T)	12100	-19.7
tobacco(T)	3080	-1.2
silkworm cocoon(T)	760	9.6
tea(T)	600	6.8
fruit(T)	29880	22.5
aquatic product(T)	17850	14.6
of frsewater (T)	7410	10.9
marine products(T)	10440	11.9

1992年畜牧业有关统计数字

Major data for livestock industry in 1992

一、主要畜产品产量

肉类总产量:	3430.7万吨
其中:猪肉:	2635.3万吨
牛肉:	100.3万吨
羊肉:	125.0万吨
禽肉:	454.2万吨
禽蛋总产量:	1019.9万吨
奶类总产量:	563.9万吨
羊毛产量:	23.57万吨
其中绵羊毛:	23.02万吨

二、肉、蛋、奶全国人均占有量

肉类:	29.3公斤
蛋类:	8.7公斤
奶类:	4.8公斤

三、猪、牛、羊、禽肉占肉类总产量比重

猪肉:	76.8%
牛肉:	5.3%
羊肉:	3.6%
禽肉:	13.2%

四、畜禽存出栏

生猪存栏:	3.84亿头
生猪出栏:	3.52亿头
大牲畜存栏:	1.35亿头
其中牛存栏:	1.08亿头
羊存栏:	2.07亿头
家禽存栏:	20.7亿只
家禽出栏:	31.93亿只

五、家畜出栏率

生猪:	95.1%
牛:	14.5%
羊:	49.8%

六、生猪出栏率达到和超过100%的省

上海	177.8%
天津	155.7%
北京	154.4%
湖南	124.6%
江苏	120.8%
山东	120.2%
河北	103.3%
新疆兵团	102.4%
浙江	101%
四川	100%

七、畜牧业产值

1. 90年不变价

农业总产值	8989.12亿元
畜牧业产值	2422.96亿元
畜牧业占农业总产值比重为	26.95%

2. 92年现价

农业总产值	9034.71亿元
畜牧业产值	2457.34亿元
畜牧业占农业总产值比重为	27.05%

一、Livestock production(unit: 1000ton)

Total meat production	34307
of pork	26353
beef	1003
mutton	1250
poultry	4542
Total egg production	10199
Total milk production	5369
Wool production	255.7
of sheep	230.2

二、Meat, eggs, milk per capita (Kg)

meat	29.3
eggs	8.7
milk	4.8

三、Proportion (%)

pork	76.8%
beef	5.3%
mutton	3.6%
poultry meat	13.2%

四、Inventory and slaughter (million head)

Pig inventory	384
pig for marketing	352
Large animals inventory	135
of cattle	108
goat and sheep inventory	207
poultry inventory	207
Poultry for marketing	3193

五、Marketing rate (%)

pig	95.1%
cattle	14.5%
goat and sheep	49.8%

六、Pig marketing rate over 100%

Shanghai	177.8%
tianjin	155.7%
Beijing	154.4%
Hunan	124.6%
Jiangsu	120.8%
Shandong	120.2%
Hebei	103.3%
Xinjiang Farm	102.4%
Zhejiang	101%
Sichuan	100%

七、Animal husbandry value (million yuan)

a. fix price in 1990

Gross agricultural value	898912
of animal husbandry value	242296
Proportion	26.95%

b. current price in 1992

Gross agricultural value	908471
of animal husbandry value	245734
Proportion	27.05%

一九九二年中国畜禽存栏大省(区)

单位:万头,只

畜禽品种	全国存栏	第一位	存栏	占全国	第二位	存栏	占全国	第三位	存栏	占全国
大牲畜	13465.3	河南	1135.5	8.4%	四川	1084.9	8.1%	云南	931.2	6.9%
黄牛	7804.0	河南	908.1	11.5%	四川	751.7	9.6%	山东	657.9	8.4%
奶牛	294.1	黑龙江	69.6	23.7%	新疆	55.3	18.8%	内蒙古	46.2	15.7%
水牛	2220.0	广西	402.1	18.1%	云南	277.6	12.5%	广东	271.5	12.2%
马	1001.7	内蒙古	151.9	15.2%	新疆	100.5	10.0%	黑龙江	100	10.0%
猪	38421.1	四川	6654.2	17.3%	湖南	2912.1	7.6%	广东	2122.5	5.5%
山羊	9761.0	山东	1026.4	10.7%	河南	1100.2	11.3%	内蒙古	926	9.5%
绵羊	10971.9	新疆	2371.7	21.6%	内蒙古	1930.7	17.6%	青海	1436.7	13.1%
细毛羊	2910.7	新疆	914.8	31.4%	内蒙古	871.4	29.9%	山东	205.5	7.1%
蜜蜂	701.2	四川	114.2	16.3%	浙江	100.4	15.5%	云南	85.3	12.2%
家禽		山东		ERR	河南		ERR	江苏		ERR
肉鸡		广东		ERR	广西		ERR	湖南		ERR
蛋鸡		山东		ERR	河南		ERR	江苏		ERR
鸭		福建		ERR	广东		ERR	四川		ERR
鹅		四川		ERR	广东		ERR	山东		ERR
兔子		山东		ERR	四川		ERR	河北		ERR

Livestock Inventory in China by the end of 1992 (Unit:10000)

Livestock	Inventory	A	Inventory	% of TOT	B	Inventory	% of TOT	C	Inventory	% of TOT
TOT number	13465.3	Henan	1135.5	8.4%	Sichuan	1084.9	8.1%	Yunnan	931.2	6.9%
Yellowcattle	7804.0	Henan	908.1	11.5%	Sichuan	751.7	9.6%	Shandong	657.9	8.4%
Milkingcow	294.1	Heilongji	69.6	23.7%	Xinjian	55.3	18.8%	Heilwenggu	46.2	15.7%
Buffalo	2220.0	Guangxi	402.1	18.1%	Yuennan	277.6	12.5%	Guangdong	271.5	12.2%
Horse	1001.7	Heilwenggu	151.9	15.2%	Xinjiang	100.5	10.0%	Heilongji	100	10.0%
Pig	38421.1	Sichuan	6654.2	17.3%	Hunan	2912.1	7.6%	Guangdong	2122.5	5.5%
Goat	9761.0	Shandong	1026.4	10.7%	Henan	1100.2	11.3%	Heilwenggu	926	9.5%
Sheep	10971.9	Xinjiang	2371.7	21.6%	Heilwenggu	1930.7	17.6%	Qinhal	1436.7	13.1%
Sealinesheep	2910.7	Xinjiang	914.8	31.4%	Heilwenggu	871.4	29.9%	Shandong	205.5	7.1%
Bee	701.2	Sichuan	114.2	16.3%	Zhejiang	100.4	15.5%	Yuennan	85.3	12.2%
Poultry		Shandong		ERR	Henan		ERR	Jiangsu		ERR
Broiler		Guangdong		ERR	Guangxi		ERR	Hunan		ERR
Layer		Shandong		ERR	Henan		ERR	Jiangsu		ERR
Duck		Fujian		ERR	Guangdong		ERR	Sichuan		ERR
Gose		Sichuan		ERR	Guangdong		ERR	Shangdong		ERR
Rabbit		Shandong		ERR	Sichuan		ERR	Hebei		ERR

一九九二年中国畜禽产品生产大省(区)

产品种类	全国(万吨)	第一位	产量	占全国	第二位	产量	占全国	第三位	产量	占全国
肉类总量	3430.70	四川	496.00	14.5%	山东	293.70	8.56%	广东	245.60	7.16%
猪肉	2635.30	四川	435.30	16.5%	湖南	211.10	8.01%	山东	184.40	7.00%
牛肉	180.30	山东	27.20	15.1%	河南	25.70	14.25%	安徽	18.60	5.88%
羊肉	125.00	山东	19.60	15.7%	新疆	18.10	14.40%	内蒙古	16.50	13.20%
禽肉	454.20	广东	72.80	16.0%	山东	50.20	11.05%	江苏	47.70	10.50%
兔肉	18.50	山东	0.50	45.9%	四川	3.60	19.46%	河北	1.60	8.65%
奶产品	563.90	黑龙江	138.00	24.5%	内蒙古	42.00	7.45%	新疆	39.00	7.06%
牛奶	503.10	黑龙江	136.70	27.2%	内蒙古	41.00	8.15%	新疆	36.00	7.16%
山羊毛	1.75	山东	0.39	22.6%	内蒙古	0.22	12.39%	新疆	0.20	11.62%
绵羊毛	23.82	内蒙古	5.02	24.4%	新疆	5.00	20.99%	山东	2.18	9.13%
细毛	10.62	内蒙古	3.44	32.4%	新疆	2.60	24.49%	山东	0.88	8.24%
半细毛	5.25	内蒙古	1.29	24.6%	新疆	0.59	11.26%	山东	0.57	10.95%
山羊绒	0.56	内蒙古	0.23	40.7%	新疆	0.00	13.43%	陕西	0.05	9.77%
蜂蜜	17.80	浙江	5.30	29.8%	四川	1.00	10.11%	河南	1.50	8.43%
禽蛋	1019.90	山东	170.50	16.7%	江苏	111.70	10.95%	河南	79.30	7.78%

Livestock products arrange in production in Provinces in 1992(Ton)

products	TOT(1000)	A	YLD(1000)	%of TOT	B	YLD(1000)	%of TOT	C	YLD(1000)	%of TOT
Meat(TOT)	34307.00	Sichuan	4968.00	14.5%	Shandong	2937.00	8.56%	Guangdong	2456.00	7.16%
Pork	26353.00	Sichuan	4353.00	16.5%	Hunan	2111.00	8.01%	Shandong	1844.00	7.00%
Beef	1803.00	Shandong	272.00	15.1%	Henan	257.00	14.25%	Anhui	186.00	5.88%
Mutton	1250.00	Shandong	196.00	15.7%	Xinjiang	181.00	14.48%	Heilonggu	165.00	13.20%
Poultry	4542.00	Guangdong	728.00	16.0%	Shandong	502.00	11.05%	Jiangsu	477.00	10.50%
Rabbit	185.00	Shandong	85.00	45.9%	Sichuan	36.00	19.46%	Hebei	16.00	8.65%
Milk(TOT)	5639.00	Heilongjiang	1380.00	24.5%	Heilonggu	420.00	7.45%	xinjiang	390.00	7.06%
Cowmilk	5031.00	Heilongjiang	1367.00	27.2%	Heilonggu	410.00	8.15%	Xinjiang	360.00	7.16%
Goatwool	17.50	Shandong	3.95	22.6%	heilonggu	2.17	12.39%	Xinjiang	2.03	11.62%
Sheepwool	238.19	Heilonggu	50.18	24.4%	Xinjiang	49.99	20.99%	Shandong	21.76	9.13%
Finewool	106.20	Heilonggu	34.36	32.4%	Xinjiang	26.01	24.49%	Shandong	8.75	8.24%
Semifinewool	52.40	Heilonggu	12.90	24.6%	Xinjiang	5.91	11.26%	Shandong	5.75	10.95%
Cashmere	5.59	Heilonggu	2.27	40.7%	Xinjiang	0.75	13.43%	Shaansi	0.55	9.77%
Honey	178.00	Zhejiang	53.00	29.8%	Sichuan	10.00	10.11%	Henan	15.00	8.43%
Eggs	10199.00	Shandong	1705.00	16.7%	Jiangsu	1117.00	10.95%	Henan	793.00	7.78%

6. 滄州市の坎類土壤

滄州市の塩類土壌

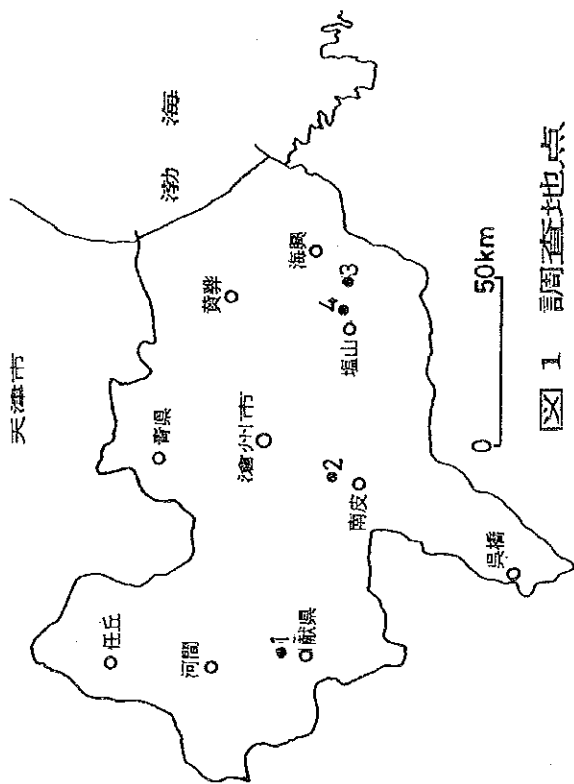


図1 調査地点

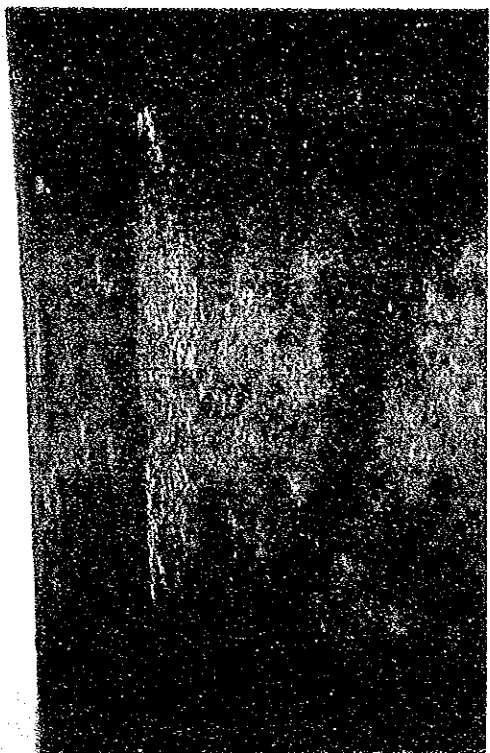


写真1 土壌表面における塩分の析出状態 (地点4)

写真2 土壌断面

照片2 土壌断面 (地点1) 南皮 (地点2) 海興 (地点3)

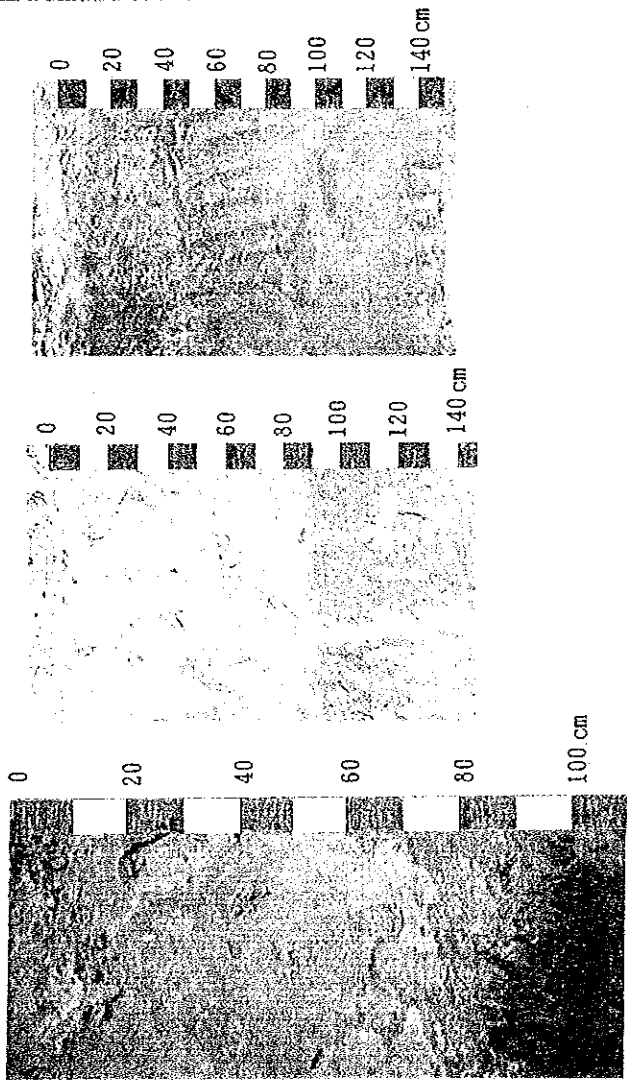


写真3 土壌断面における塩分の析出状態 (地点1)
(粘土層に沿って塩分が析出している)

7. 牧草一覽（中国名、学名、日本名对比）

表1 适宜在滨海盐渍土上种植的牧草品种一览表

编号	中文名称	拉丁文名称	盐渍度			参考 (日本名)
			軽 盐渍土	中 盐渍土	重 盐渍土	
1	碱谷	<i>Eleusine coracana</i> (L.) Gaertn.	✓	✓	×	シコクビエ
2	稗子	<i>Echinochloa crusgalli</i>	✓	✓	×	青刈ヒエ
3	稗谷	<i>E. beauv</i> S. P.	✓	✓	×	〃
4	湖南稗子	<i>E. frumentacea</i>	✓	✓	×	〃
5	饲料稗	<i>E. beauv.</i> S. P.	✓	✓	×	じゆぢだま
6	苏丹草	<i>Sorghum sudanense</i> (Piper) Stapf	✓	✓	✓	スーダングラス
7	禾子 (小高粱)	<i>S. vulgare</i> Pers SP.	✓	✓	✓	ソルガム
8	冬牧-70	<i>Secale cereale</i> S.P.	✓	✓	×	青刈ライ麦
9	蚕豆 (药玉米)	<i>Coix lacryma-jobi</i> L.	✓	×	×	〃
10	仿麦高羊茅	<i>Festuca elatior</i> L.	✓	✓	×	メドフェスク
11	柔羊茅	<i>F. rubra</i> L.	✓	✓	×	レッドフェスク
12	苇状羊茅	<i>F. arundinacea</i> Seeb	✓	✓	×	トールフェスク
13	灯心野麦草	<i>Elymus junctus</i> Fisch	✓	✓	×	ランアンカハクシ
14	披碱草	<i>E. dahuricus</i> Turcz	✓	✓	×	はまむぎ
15	多叶老芒麦	<i>E. sibiricus</i> L.	✓	✓	×	えとむぎ
16	羊草	<i>Aneurolepidium chinense</i> (Trin) Kitag.	✓	✓	×	〃
17	无芒雀麦	<i>Bromus inermis</i> Leyss	✓	✓	×	スズブロンクス
18	星星草	<i>Puccinellia tenuiflora</i> (Turcz) Scribn. et Merr.	✓	✓	✓	〃
19	饲用大麦	<i>Hordeum vulgare</i> L.	✓	✓	×	大麦
20	扁穗冰草	<i>Agropyron cristatum</i> L.	✓	✓	×	フェアウェイホイトグラス
21	沙生冰草	<i>A. desertorum</i> (Fisch) Schult	✓	✓	×	クレステッドホイトグラス
22	诺丹冰草	<i>A. mongolium</i> Keog	✓	✓	×	〃
23	蒭草	<i>Phalaris arundinacea</i> L.	✓	✓	×	リートカナリーグラス
24	芦苇	<i>Phragmites communis</i> Trin.	✓	✓	✓	ヨ ツ
25	草芦 (芦草)	<i>Phalaris arundinacea</i> L.	✓	✓	✓	リートカナリーグラス
26	披毛草 (马蜂草)	<i>Aeluropus litoralis</i> (Gouan) Parl. var. <i>sinensis</i> Debeaux.	✓	✓	✓	〃
27	互花米草	<i>Spartina Alseyniflora</i> .	×	✓	✓	〃
28	红三叶	<i>Trifolium pratense</i> C. V. redgum	✓	×	×	アカクロハ
29	白三叶	<i>T. repens</i> C. V. seedco	✓	×	×	シロクロハ
30	羽扇豆	<i>Medicago sativa</i> L.	✓	✓	×	アルファルファ(青花)
31	紫花苜蓿	<i>M. sativa</i> L.	✓	✓	×	〃
32	杂花苜蓿	<i>M. medium</i> Pers.	✓	✓	×	雑種ルサン
33	直立黄花苜蓿	<i>M. falcata</i> L.	✓	✓	×	黄化ルサン
34	杂花苜蓿	<i>M. sativa</i> L.	✓	✓	×	アルファルファ(青花)
35	草原二号苜蓿	<i>M. sativa</i> L.	✓	✓	×	〃
36	草原一号苜蓿	<i>M. sativa</i> L.	✓	✓	×	〃
37	天水苜蓿	<i>M. sativa</i> L.	✓	✓	×	〃
38	苏联0134苜蓿	<i>M. sativa</i> L.	✓	✓	×	〃
39	公农一号苜蓿	<i>M. sativa</i> L.	✓	✓	×	〃

续上表

编号	中文名称	拉丁文名称	原产国(参考)	北满	中满	度满	直隸	日本
40	苜蓿青苜	<i>M. sativa</i> L.	アルファルファ(青花)	✓	✓	✓	✓	✓
41	紫花苜蓿	<i>M. sativa</i> L.	"	✓	✓	✓	✓	✓
42	青苜蓿青苜	<i>M. sativa</i> L.	"	✓	✓	✓	✓	✓
43	黄花草木樨	<i>Melilotus officinalis</i> (L.) Desf	イエロー-スイトローバ	✓	✓	✓	✓	✓
44	无味草木樨	<i>Melilotus dentatus</i> (W. et K.) Pers	スイトローバ	✓	✓	✓	✓	✓
45	沙打旺	<i>Astragalus absurgens</i> Pall	アツチ類	✓	✓	✓	✓	✓
46	早熟沙打旺	<i>A. absurgens</i> Pall	"	✓	✓	✓	✓	✓
47	小冠花	<i>Coronilla varia</i> L.	クラウンアツチ	✓	✓	✓	✓	✓
48	黑龙江野豌豆	<i>Vicia amurensis</i>	コンモンアツチ類	✓	✓	✓	✓	✓
49	蚕头菜	<i>V. unijuga</i> A. Br.	"	✓	✓	✓	✓	✓
50	毛叶苕子	<i>V. villosa</i> Roth.	ヘアリーアツチ	✓	✓	✓	✓	✓
51	中绿一号绿豆	<i>Phaseolus radiatus</i> L. SP.	小豆類	✓	✓	✓	✓	✓
52	早熟一号绿豆	<i>P. radiatus</i> L. SP.	"	✓	✓	✓	✓	✓
53	朱槿	<i>Amorpha fruticosa</i> L.	"	✓	✓	✓	✓	✓
54	田菁	<i>Sesbania cannabina</i> (retz) Pers	"	✓	✓	✓	✓	✓
55	百脉根	<i>Lotus corniculatus</i> L.	フェンバースストルミ	✓	✓	✓	✓	✓
56	红豆草	<i>Onobrychis viciaefolia</i> Scop.	セインフォイン	✓	✓	✓	✓	✓
57	碱地肤	<i>Kochia scoparia</i> Var <i>Sievensiana</i>	いそぼうき	✓	✓	✓	✓	✓
58	扫帚菜	<i>K. trichophylla</i> stapf	"	✓	✓	✓	✓	✓
59	甜菜	<i>Beta vulgaris</i> L.	飼料用ビート	✓	✓	✓	✓	✓
60	香苣 (法国蔬菜)	<i>Tetragonia tetragonoides</i> (Pall) Kuntze	"	✓	✓	✓	✓	✓
61	美国籽粒苋 I 号	<i>Amaranthus hypochondriacus</i>	アマランサス	✓	✓	✓	✓	✓
62	美国籽粒苋 II 号	<i>Amaranthus hypochondriacus</i>	"	✓	✓	✓	✓	✓
63	美国籽粒苋 III 号	<i>Amaranthus hypochondriacus</i>	"	✓	✓	✓	✓	✓
64	饲料苋	<i>A. hypochondriacus</i>	"	✓	✓	✓	✓	✓
65	串叶松香草	<i>Silphium Perfolium</i> L.	"	✓	✓	✓	✓	✓
66	苦麻菜	<i>Lactuca indica</i> L.	あきののがし	✓	✓	✓	✓	✓
67	油菜	<i>Brassica campestris</i> L.	ルタバガ	✓	✓	✓	✓	✓
68	托尔油菜	<i>Brassica</i> SP.	"	✓	✓	✓	✓	✓
69	马兰 (马蓬)	<i>Iris ensata</i> Thunb.	のはなしろぶ	✓	✓	✓	✓	✓
70	聚含草	<i>Symphytum peregrinum</i> Ledeb.	"	✓	✓	✓	✓	✓
71	胡萝卜	<i>Daucus carota</i> L.	飼料用ニンジン	✓	✓	✓	✓	✓
72	肥田萝卜	<i>Raphanus</i> SP.	ほまだいこん	✓	✓	✓	✓	✓
	小 計			71	61			10

注: ① 划“✓”号者表示适宜种; 划“×”号者表示非适宜种。

② 带“.”号者表示草料兼用(或它用)品种。

8. 農林科学院 現有主要機材一覽（和文及び中国文）

機器名称	数量	仕 様	製造年	製産地
遠心分離機	2	2XJ64-01	1979	中国製
電熱恒温水槽	5	HHS	1980	中国製
顕微鏡	9	XSB-02	1975-1988	中国製
制御付き?温湿度計	2	ZJI型	1979	中国製
高圧滅菌器	1		1990	中国製
damper付き分析用天秤	1	1%	1985	中国製
単穂の脱粒機	3	KYT4C	1988-1990	中国製
種子脱粒機	1	KYT2D	1989	中国製
培養箱	3	HHB11-360	1980	中国製
		HHB11-500	1992	中国製
つや出し乾燥機?	1		1982	中国製
スライド映写機	1	135	1984	中国製
電気恒温箱	1	371	1983	中国製
電熱恒温培養箱	1	DHP-781	1988	中国製
恒温マグネツクスケーラ	1	79-3	1982	中国製
引き伸ばし機	1	6 X 9	1981	中国製
乾燥機	4	G57-101	1978-1983	中国製
保温箱	1	73-5	1980	中国製
電子交流電圧安定器	4	614-A	1990	中国製
毛髪湿度計	1	DHJ1	1971	中国製
積光器 ?	1		1987	中国製
制御式温湿度計	1	ZJ1	1987	中国製
??分析機	1		1990	中国製
トーションバランス	2	JN-A	1980	中国製
汎用イオン計	1		1988	中国製
土壤水分測定器	1		1988	中国製
電気冷蔵庫	6	LBJ2-5	1985-1990	中国製
寸法測定器?	2	Y111	1984	中国製
成熟測定器?	1	Y147	1984	中国製
ビデオカメラ	1	M5 1/2		日本製
ビデオ	1	370 1/2		日本製
高圧煮沸釜	1			中国製
グーロスチャピネット	1	1502L	1992	中国製
天秤	4 0		1970-1991	中国製
分析用天秤	2	DT-100	1983	中国製
往復振動機	1	F8-2		中国製
ECメーター	1	DDS-11A	1987	中国製
解剖顕微鏡	2		1990	中国製
自動電位滴定計	1	2D-2	1988	中国製
光電比色計	1	581-G	1983	中国製
pHメーター	1	PHS-2	1990	中国製
分光光度計	1	721	1984	中国製
フレームフォトメーター	1	77-A	1982	中国製

主要仪器设备一览表

仪器名称	数量	型号	制造年限	产地
普通离心机	2	2XJ64—01	1979	中国产
电热恒温水浴锅	5	HHS	1980	中国产
普通显微镜	9	XSB—02	1975—1988	中国产
可控温湿度计	2	ZJ1 型	1979	中国产
高压灭菌锅	1		1990	中国产
阻尼式分析天平	1	1%	1985	中国产
单穗脱粒机	3	KYT4C	1988—1990	中国产
种子脱粒机	1	KYT2D	1989	中国产
培养箱	3	HHB11—360	1980	中国产
		HHB11—500	1992	
上光烘干机	1		1982	中国产
幻灯机	1	135	1984	中国产
电气恒温箱	1	371	1983	中国产
电热恒温培养箱	1	DHP—781	1988	中国产
恒温磁力搅拌机	1	79—3	1982	中国产
放大机	1	6×9	1981	中国产
普通干燥箱	4	G57—101	1978—1983	中国产
保湿箱	1	73—5	1980	中国产
电子交流稳压器	4	614—A	1990	中国产

仪器名称	数量	型号	制造年限	产地
毛发湿度计	1	DHJ1	1971	中国产
积光仪	1		1987	中国产
可控温湿度计	1	ZJ1	1987	中国产
团棉分析仪	1		1990	中国产
扭力天平	2	JN-A	1980	中国产
通用离子计	1		1988	中国产
土壤水分测定仪	1		1988	中国产
电冰箱	6	LBJ2-5	1985-1990	中国产
长度仪	2	Y111	1984	中国产
成熟仪	1	Y147	1984	中国产
摄像机	1	M5 1/2		日本产
录像机	1	370 1/2		日本产
高压消毒锅	1		1992	中国产
生化箱	1	1502L	1992	中国产
普通天平	40		1970-1991	中国产
分析天平	2	DT-100	1983	中国产
往返振荡机	1	F8-2		中国产
电导率仪	1	DDS-11A	1987	中国产
解剖镜	2		1990	中国产
自动电位滴定计	1	2D-2	1988	中国产
光电比色计	1	581-G	1983	中国产
酸度计	1	PHS-2	1990	中国产
分光光度计	1	721	1984	中国产
火焰光度计	1	77-A	1982	中国产

9. 農林科学院 研究論文一覽

Published Academic Theses and Works

1. Wu Zhixin et al., Studies on the drought and waterlogging tolerance of *Eleusine coracana*, SanDong Scientific Technology Press, 1991
2. Wu Zhixin, Present characters of Huanghuaihai plain and methods to improve, China Scientific Technology Press, 1990
3. Wu Zhixin et al., The water and soil resources of HaiRiver low plain and studies on agricultural development, Science Press, 1991
4. Wu Zhixin et al., Amelioration of coastal saline soil by adding inweathered shell granules, *Journal of Soil Science*, 1982, (6), 10-11
5. Wu Zhixin et al., Influence of soil salinity on the growth and development of *Zizyphus jujuba* Mill, 'Jin Si Xiao Zao', 1985, (2), 11-15
6. Wu Zhixin, Qi Shuting, The effect of soil salt content and certain physical properties on the growth and development of small golden-fruited datatrees, *Journal of Soil Science* 1985, 16 (6), 264-266
7. Wu Zhixin et al., A study on salt tolerance of *amaranthus hypochondriacus*, *Journal of Soil Science*, 1988, 19 (2), 91-92

8. Wu Zhixin et al., First report of salt tolerance of *Eleusine coracana*, 1988, 6(3), 156-160
9. Wu Zhixin et al., A preliminary study of salt tolerance in *Kochiascoparia* var. *sieversiana*, *Acta Phytocologica et Geobotanica Sinica*, 1989, 13(1), 79-83
10. Wu Zhixin et al., A preliminary study on salt tolerance of three plants, *Pratacultural Science*, 1989, 6(6), 43-47
11. Wu Zhixin et al., Introduction, salt tolerance identification and apply of herbage in coastal saltinized soil region, *Acta Agrestia Sinica*, 1991, 1(1), 177-82
12. Wu Zhixin et al., Present condition of saline soil and ways for its utilization and amelioration in Cangzhou Region of HeBei Province, *Chinese Journal of Soil Science*, 1991, 22(3), 104-105
13. Wu Zhixin et al., Study on salt tolerance of five dual-purpose crops for both grain and forage, *Grassland of China*, 1991, 5(61), 28-31
14. Wu Zhixin et al., Summary of the research on salt tolerance of plants and the sieving of herbage of salt tolerance, *Journal of HeBei Agricultural University*, 1993, 16(4), 65-6

15. Wu Zhixin et al., The predicting of fertilizer giving ability of wheatland in slab zone of HuaBei plain, Journal of HeBei Agriculture, 1984, 9(2), 42
16. Wu Zhixin et al., Study on the proportion of nitrogen and phosphorus applying on wheat land soil, Soil Fertilizer, 1984, (5)
17. Li C. Z., Wu Zhixin, Investigation of soil suitable to Golden-silk jujuba, Soil Fertilizer, 1985, (6)
18. Wu Zhixin et al., Farming technique of hacking instead of ploughing, Communtation of Agriculture Science and Technology, 1986, (3)
19. Wu Zhixin, The condition and developing district of Golden-silk jujuba, Journal of HeBei Agriculture Ecology, 1988, (3)
20. Wu Zhixin et al., Several crops for both grain and feed, Feed, 1988, (11)
21. Wu Zhixin, The phosphorus shape in different soil type, Progress in Soil Science, 1988, 16(5)
22. Wu Zhixin et al., Study on salt tolerance of ZhaoMu No. 1 tare, China Feed, 1993, (2)
23. Wu Zhixin et al., Study on salt tolerance of HuNan proso millet, Journal of Herbage and Animal, 1991(1)

24. Wu Zhixin Effects of American seed amaranth on milk production of milk cow, Technological Economy, 1991

25. Zhang Y.C., Wu Zhixin et al., Characters and application of Cangzhou lucern varieties, Journal of Herbage and Animal, 1992, (1)

26. Wu Zhixin, et al., About the introduction, identification and application of the salt tolerance herbage in salinized soil area in sean board, Natural Resources, 1992, (2)

10. 草原法（和文）

目録

中華人民共和國主席命令	(1)
中華人民共和國草原法	(2)
《中華人民共和國草原法(草案)》に関する説明	何 康 (5)
真剣に草原法を徹底的に実施しよう	人民日報社論 (8)
《中華人民共和國草原法》の發布について農牧漁業部責任者の 記者質問に対する回答	(9)
国内外の草原立法を紹介する	李毓堂 (13)

中華人民共和國主席命令

第二十六号

《中華人民共和國草原法》は既に中華人民共和國第六期全國人民代表大會常務委員會第十一回會議で1985年6月18日に通過した、現在これを公布する、1985年10月1日から施行を開始せよ。

中華人民共和國主席 李先念

1985年6月18日

中華人民共和國草原法

一九八五年六月十八日第六期全國人民代表大會常務委員會第十一次會議通過

第一條 草原の保護、管理、建設と合理的な利用を強化して、生態環境の保護と改善をし、近代化牧畜業を發展し、民族自治地方經濟の繁榮を促進して、社會主義建設と人民生活の必要に適應する為に、中華人民共和國憲法に依拠して、本法を制定する。

第二條 本法は我が國境内の草山、草地（芝生）を含む一切の草原に適用する。

第三條 國務院の農牧業部門は全國の草原管理業務を主管し、県クラス以上の地方人民政府の農牧業部門は本行政区域内の草原管理業務を主管する。

第四條 草原は國家の所有に属す、即ち全國人民の所有であり、法律で集團所有に属すると規定された草原は除外する。

全國人民所有の草原は、固定的に集團に長期使用させる事ができる。全國人民所有の草原、集團所有の草原と集團長期固定使用の全國人民所有の草原は、集團或は個人が請け負って牧畜業生産に従事する事が出来る。

全國人民所有制部門が使用する草原は、県クラス以上の地方人民政府で登録し一冊にまとめ、これに照合した証書を発行して、使用権を確認する。集團所有の草原と集團長期固定使用の全國人民所有の草原は、県クラス人民政府で登録し一冊にまとめ、これに照合した証書を発行して、所有権或は使用権を確認する。

草原の所有権と使用権は法律の保護を受け、いかなる部門も個人もこれを侵害してはならない。

第五條 自然災害などの特殊状況に遭遇して、草原の使用を臨時的に調整する必要が生ずれば、自由参加と互惠の原則に従って、双方で協議して解決する；県界を跨って草原の使用を調整する必要があるれば、關係ある県クラス人民政府が協議を組織して解決する。

第六條 草原所有権と使用権に関する争議は、当事者が相互に思いやりと譲り合う、團結に有利な精神で協議解決する；協議不成功なのは、人民政府によって処理する。

全国人民所有制部門間、集団所有制部門間及び全国人民所有制部門と集団所有制部門との間の草原所有権と使用権の争議は、県クラス以上の人民政府が処理する。

個人間、個人と全国人民所有制部門或は集団所有制部門との間の草原使用権の争議は、郷クラスあるいは県クラス人民政府が処理する。

当事者で関係人民政府の処理決定に對して不服な者は、通知を受けた日から一個月以内に、人民裁判所に提訴する事ができる。

草原権利所屬争議の解決以前においては、どの一方も草原と草原上の施設を破壊してはならない。

第七条 国家建設で集団所有の草原を収用するには、《国家建設土地収用条例》の規定に従って処理する。

国家建設で集団長期固定使用の全国人民所有の草原を使用するには、《国家建設土地収用条例》の規定を参照して、適当な補償を与え、並びに穩当に牧民の生産と生活を安置すること。

国家建設で民族自治地方の草原を収用或は使用するには、民族自治地方の利益を配慮すべきで、民族自治地方經濟建設に有利な手配を作り出さなくてはならない。

国家建設で臨時的に草原を使用するには、《国家建設土地使用条例》の規定に従って処理する。使用満期になれば、土地使用部門は草原の植物被覆を回復しなければならない。

第八条 地方各クラスの人民政府は責任を持って本行政区域内の草原資源の全面調査を組織し、草原牧畜業發展企画を制定し、それを國民經濟發展計画に納めて、草原の保護、建設と合理的な利用を強化し、草原の養畜能力を高めること。

第九条 国家は草原牧畜業の科学研究を激励して草原牧畜業の科学技術水準を高める。

国家は農、林、牧業区と市町の草作りを激励して、牧畜業の發展を促進し、生態環境を改善する。

国家は草原の生態環境を保護し、汚染を予防、管理する。

第十条 草原の植物被覆を厳格に保護し、開墾と破壊を禁止する。草原使用者が少量開墾をするのも、必ず県クラス以上の地方人民政府の批准を経なければならない。既に開墾しそして草原砂漠化或は嚴重な水土流出を招いたのは、県クラス以上の地方人民政府が期限をきって閉鎖し、植物被覆の回復、耕の牧への還元の指令を出さなくてはならない。

第十一条 草原上で灌木を切る、漢方薬の材料を掘る、野生植物を掘る、アルカリ性表土を削る取る、肥えた土を運び去る等の行為は、必ず草原使用者の同意を経て、郷クラス

或は県クラスに報告してその批准を得、指定された範囲内で行わねばならぬ、そして掘ると同時に埋めること、一部分の植物の母樹を保留すること。

荒漠とした草原、半荒漠草原と砂漠化した地区で灌木、漢方薬材料及びその他の砂を固定する植物を切ったり掘ったりすることを禁止する。県クラス人民政府の批准を経ずに、草原上の珍奇な野生植物を採集してはいけない。

第十二条 合理的に草原を使用し、過大な放牧を防止すること。過大な放牧は草原の砂漠化、退化、水土流失を招くから、草原使用者は放牧強度を調整し、牧草を補植し、植物被覆を回復すべきである。既に竣工した人口牧草場は管理を強化し、合理的に経営し、科学的に利用し、退化を防止しなければならない。

第十三条 地方各クラスの人民政府は措置を取って、草原の鼠虫害を予防、管理し、鼠虫を捕食する益鳥益獣を保護すべきである。

第十四条 地方各クラスの人民政府は措置を取って、草原地区の家畜疫病と人畜共に患う疫病を予防、治療しなければならない。

狐で草原野生動物を捕えるには、当地人民政府の流行性疫病予防に関する規定を厳格に遵守すべきである。

第十五条 機動車両で草原上を走行するには、草原保護に注意すべきである；固定道路ラインがある場合は、固定道路ラインを離れて走行してはならない。

購入した家畜は指定された路線に従って駆り運送と放牧を行うべきで、牧民と争って牧場と水源を使ってはいけない。

第十六条 草原防火業務を強化し、“予防を主とし、予防、消火相い結合する”の方針を貫徹し、防火責任制を打ち立て、草原防火制度と公約を制定して、草原防火期を規定すること。草原防火期間には、安全措置を講じて、厳格に管理すべきである。草原火災が発生した場合には、迅速に群衆を組織して撲滅にあたり、火災原因と損失状況を明らかに調査して、時をうつつさず処理すること。

第十七条 草原の保護、管理と建設、草原牧畜業の発展等の方面で、成績顕著な部門或は個人は、各クラスの人民政府が精神的な或は物質的な奨励を与えること。

第十八条 草原所有権、使用権が侵害を受けた場合、被侵害者は県クラス以上の地方人民政府農牧業部門に処理を請求できる。関係農牧業部門は侵害者に侵害行為を停止し、損害賠償するよう指令する権限がある。被侵害者は又直接人民裁判所に起訴できる。

第十九条 本法規定に違反して草原を開墾したのは、県クラス以上の地方人民政府農牧

業部門が開墾停止、植物被覆回復を指令する権限がある；いきさつが悪質かつ重大な場合は、尚罰金に課することができる。

第二十条 本法規定に違反して草原上で砂固定用の植物とその他の野生植物を切ったり掘ったり或は土を採取して、草原の植物被覆が破壊された場合には、郷クラス人民政府或は県クラス人民政府農牧業部門はこれを制止し、かつ植物被覆回復、損害賠償を指令する権限がある；いきさつが悪質かつ重大な場合は、尚罰金に課することができる。

第二十一条 当事者が関係地方人民政府農牧業部門の決定した罰金或は損害賠償にたいして不服な場合には、通知を受け取った日から一ヶ月以内に、人民裁判所に起訴することが出来る；罰金に関する決定に対して、満期までに起訴もせず又履行もしないのは、関係地方人民政府農牧業部門或は郷クラス人民政府が人民裁判所に強制執行を申請することが出来る。

第二十二条 国務院農牧業部門は本法に依拠して実施細則を制定して、国務院に報告して批准を得た後施行する。

自治区、省の人民代表大会常務委員会は憲法と本法規定の原則に依拠し、当該地方の特徴と結合して、実施細則を制定し、全国人民代表大会常務委員会に報告してその記録に乗せる事が出来る。

第二十三条 本法は1985年10月1日から施行する。

《中華人民共和国草原法（草案）》

に関する説明 農牧漁業部部長 何 康

委員長、副委員長、各位委員：

私は国務院の委託を受けて、今《中華人民共和国草原法（草案）》（以下《草原法（草案）》と略称する）に対して以下の説明をする：

一、立法の必要性

草原は貴重な自然資源である。我国には天然草原が約六十億畝ある、そのうち牧業区草原面積四十七億畝（利用出来る牧草場三十三億畝）、農業区の草山草斜面と沿海砂浜草地（芝生）十三億畝。全国牧業区、半牧業区現有の各種家畜九千四百万頭、毎年国家に使

役家畜三十余万頭、肉用牛一百余万頭、肉用羊一千余万頭、絨毛一億六千余万斤、原皮一千余万枚を提供することが出来、国民経済の中で重要な役割を果たしている。我国の草原は主に東北、西北、西南と内蒙古の邊疆少数民族地区に分布しており、良く草原を管理し建設することは民族経済の発展と国防の鞏固に対して重大な意義を有する。しかし、多年来草原管理と建設が追い付かず、特に十年内乱期間中、林彪、“四人組”の妨害、破壊の為、党と国家の牧業区における生産方針と草原保護政策の貫徹執行がされ得ず、占用と乱開墾、むやみな放牧等牧草場の破壊状況は十分に嚴重である。草原の植物被覆破壊の為、自然生態システム失調を招き、風砂旱魃が激しさを増し、草原の砂漠化、アルカリ化、退化を加速し、草の生産量が普遍的に降下した。多年来牧業区と半牧業区の生産方針、政策が具現化しない為、草原の基本建設資金、物資の解決ができず、草原建設の進展が緩慢で、牧業区は未だに基本的に天氣に頼る養畜状態である。家畜は“夏飽食し、秋肥えて、冬瘦せて、春死ぬ”、黒災（旱魃）、白災（暴雪）に遭遇すれば大量に死亡する現象は未だに轉換されていない。だから、草原の保護、管理と建設を強化することは目前牧畜業の安定発展のために緊急解決を要する問題の一つである。この何年来広範な牧業区群衆、幹部と部分的な全国人民代表大会代表、政治協商會議委員は法律で草原の保護、利用と建設の強化を保障するために、国家が一日も早く草原法を制定し發布するよう、強烈に要求している。この為、我々は憲法の関係規定に依拠し、並びに国家の関係政策と規定を参照して、《中華人民共和國草原法（草案）》を起草した。

二、起草經過

草原法は一九七八年に起草を開始し、三十回の修正を経過して、現在の草案となったのである。

第一回原稿の名は《全国草原管理条例》で、一九七八年七月に元農林部牧畜総局が責任をもって起草したものである。全国農牧業局長會議で討論修正後、印刷して各省、自治区、直轄市と國務院各部委、軍隊等関係部門に送って意見を求めた。一九八〇年一月までに三回全国農牧業庁局長會議上で討論を行った。一九八一年四月、元国家農業委員会と農業部が連名で《草原法（草案）》を國務院に報告した。國務院办公厅法制局、國務院經濟法規研究センターは前後何回も関係部委と専門家を組織して討論、修正を行った。一九八二年、國務院办公厅は再度《草原法（草案）》を関係省、自治区、直轄市と関係部門に送って意見を求めた。一九八三年末、全国農村工作會議で《草原法（草案）》が討論された。一九八四年六月十二日國務院常務會議は討論を経て、この草案を全国人民代表大会常務委

員会に提起して審議して貰うことに同意した。

三、 説明の必要ある問題

1. 草原所有制問題に関して

解放前、我国には牧業地主、農牧業地主所有制と封建部落所有制など何種かの社会経済形態が存在しており、草原に対する占有は一部分が牧業地主個人の所有に属する以外、相当部分は名義上領地、部落或は寺廟共有に属するが、実際上は王公貴族、農奴主と部落首長等が封建特権を通じて支配権を掌握し、小作料を取って搾取していた。解放後、国家は民主改革の中で封建特権所有制を廃止した。しかし草原所有制に対して具体的な法律規定を作り出さなかった。

《草原法（草案）》は憲法の原則に依拠して、規定したのは：“草原は国家所有に属す、即ち全国人民所有であり、法律規定により集団所有に属する草原は除外する”，即ち兩種種類の所有制の存在を肯定したのである。並びに規定したのは：“全国人民所有の草原は、固定的に集団に長期使用させることができる”。これは目前各地で既に固定している草原使用権を肯定したのである。草原所有権及び長期固定使用権が侵害されないように保証し、草原に対する任意占用を防止するために、《草原法（草案）》が明確に規定したのは：“草原の所有権と使用権は法律の保護を受ける、いかなる機関部門も個人もこれを侵害してはならない”。“国家建設が集団長期固定使用の全国人民所有の草原を使用する場合は、《国家建設土地収用条例》の規定を参照して、適当な補償を与え、並びに穩当に牧民の生産と生活を安置すること”，“国家建設が臨時的に草原を使用する場合は、《国家建設土地収用条例》にしたがって処理する。使用満期後、用地部門は草原植物被覆を回復すべきである”。民族自治地方の利益を保障する為に、又特に規定したのは：“国家建設が民族自治地方で草原を収用或は使用する場合は、民族自治地方の利益を配慮すべきで、民族自治地方経済建設に有利な手配を作り出さなくてはならない”。

2. 草原権利帰属限界の確認問題に関して

《草原法（草案）》の討論過程中に、ある同志が提出した疑問は；草原所有権と使用権を具現化した後、草原境界紛糾の解決に当たって、新しい紛糾を引き起こさないであろうか？我々は新しい矛盾を引き起こさないと思っている。例えば内蒙古自治区が自治区草原法規を貫徹し草原権利帰属問題の具現化に際して、新しい矛盾を引き起こさなかったばかりか、あまつさえ一步進んで草原請負責任制を具現化し、牧民が自分で資金を調達し各戸連合して草クーロンを囲い建てる経営方式を出現させたのである。

草原権利帰属限界の確認工作の期限問題については、この仕事が多く部門に関連し、仕事量も大きく、法律の中で具体的な完成期限を規定するのは宜しくないと考慮したので、各省、自治区、直轄市が自分で研究、確定して、自分で部署するが良い。しかし総体的な精神をしっかりと把握し、草原法公布後一日も早く完成するよう力を尽くすこと。

以上は〈草原法（草案）〉の中の幾つかの問題に対する簡単な説明である。草原法施行に関する幾つかの具体的な問題は、有利に執行できるよう実施細則の中で規定を作る。

私の説明は終わった、審議して下さい。

真剣に草原法を貫徹実施しよう

人民日報1985年6月19日社論

《中華人民共和國草原法》は既に正式に発布された、そして今年の10月1日から施行される、我國の草原の保護と建設は、これから依拠出来る法律があるのだ。《草原法》の実施貫徹に従って、各方面の意欲が一步進んでかきたてられて、必ずや草原建設と牧畜業の日増しに盛んな発達が促進されるであろう。

草原は我國の自然資源の中で非常に重要な位置を占めている、面積は約国土総面積の40%を占め、耕地面積の3.7倍に相当する。草原牧業区は目前各種家畜1億頭を擁出し、毎年國家に何十万頭もの使役家畜、100万頭に上る肉用牛、1000万頭の肉用羊、億斤以上ものじゅう毛と千万枚の原皮を提供していて、國家經濟と人民生活との關係は極めて大きい。草原はまた天然の貯水地であり、水源を蓄え、水土を保持し、氣候を調節し、生態環境を改善することが出来る。我國草原は主に邊疆の少数民族地区に分布しており、当地の人民生活にとって草原は極めて重要である。だから、草原をよく保護しよく建設をすることは、經濟繁榮、民族團結の増強にとって、無視出来ない役割をもっている。草原の重要性から、《草原法》の制定はいかに重要な意義をもっているかを十分に見いだすことが出来る。

世界の經濟發達國家はみな法律手段の運用を十分に重視し、各種の措置を取って、草原に対する保護、建設と科學利用を強化している。我國が《草原法》を制定した目的は正に、草原の保護、管理、建設と合理的な利用を強化し、生態環境を保護改善し、近代化牧畜

業を発展し、民族自治地方経済の繁栄を促進し、社会主義建設と人民生活の必要に適應するためである。隠し立てするに及ばない、過去、特に十年動乱中、少からぬ地方で草をつぶして開墾をし、草原資源をみだりに掘ったり採取したりし、過度放牧をしたりし、等等、草原の退化、砂漠化、アルカリ化を招いた。もしこのような状況が継続して行けば、当代に危険を及ぼすばかりでなく、さらに子孫に害を残すであろう。党の十一期三中全会以来、牧業区の広範な幹部、群衆は意欲的に草原を保護、建設し、合理的に草原を利用し、草原牧畜業を発展し、非常に良い経験を積んで、過去のような草原を破壊する状況は非常に大きな変化を来した。現在、《草原法》は党と国家の行いて効果ある方針、政策、措置と群衆の多年の実践成功経験を、法律の形式で固定して、草原所有権、使用権が法律の保障を得られるようにし、草原に対する保護、建設と合理的な利用も明確な規定が作り出された。これで草原振興、草原牧畜業の発展のためにもっと有力な保証が提供されたことになる。

法律依拠があり、法律執行が必ず厳格であって初めて命令があれば必ず執行し、禁じられたことは必ず止まる。法律を執行するものは法律が分かる必要がある。法律を守るものも必ず法律が分からなければならない。各クラスの政府は各種の生き生きとして活気に満ちた形式を運用して、真剣に《草原法》を宣伝して、広範な幹部、群衆にそれを理解させ、把握させ、運用させて；《草原法》の貫徹実施が、全党、全国、全国人民の自覚行動となるようにして、祖国の広袤（こうぼう：がらなく、ひろい）とした国土に草茂りて家畜旺なる光景を展示させよう。

農牧漁業部責任者が《中華人民共和国草原法》の 発布についての記者質問に対する回答

問：最近、六期全国人大常委会第十一次會議が《中華人民共和国草原法》（以下《草原法》と略称す）を通過した。貴方は農牧漁業部の責任者としてこれに対してどんな感想があるのか？

答：《草原法》の制定と発布は我国各民族人民と広範な農牧業工作者多年来の願望であり、中央指導同志もかつて何回も指示したものである。《草原法》の発布は、我国国土面積の40%を占める草原草山の管理上に法律依拠があり、従うべき章程があることになり

、これは必ずや近代化草原建設と草原牧畜業の発展を大いに推し動かすであろう。だから、その発布は我国経済生活中の一件の大事であり、我々はこれを心から喜んでいる。

問：世界で草原面積の大きい国家は、草原牧畜業生産値が牧業経済と全農業経済の中で非常に大きなシェアを占めている、我国のこの方面の現状と未来図はどうですか？

答：我国の牧業区草原、農業区草山草斜面と沿海砂浜草地は60億畝近くあり、世界第二位であり、その中既利用面積40余億畝、オーストラリアとソ連について第三位である。世界で草原面積の大きい国家、例えばオーストラリア、米国、カナダ、ニュージーランド等の国は牧業生産値が農業総生産値に占めるシェアはみな50%以上、ソ連は49.5%；しかも草地牧畜業生産値も又牧業生産値の中で絶大なシェアを占めている。我国目前の牧業生産値は僅かに農業生産値の14.3%を占めるに過ぎない、しかも草地牧畜業生産値は又牧業生産値の中で三分の一足らずのシェアしかない。この状況は我々が擁有している豊富な草原資源の状況にふさわしくない。生産力低下を招いた原因は、いくらかの草原自然条件が悪い以外、主要なのは草原に対する経営管理が良くなく、長期にわたって厳格な保護、科学的な利用と育成建設に欠けたからである。多くの試行ポイントが表明しているように、我国北方草原と南方草山は管理を良くやることをベースにした人工草場を建設すれば、大幅に草の生産量と家畜製品の生産量を高めることができ、世界の同種タイプの草地の先進的な生産水準に達することができる。これは我国草地の生産潜在力が非常に大きいことを説明している。我々の今後の目標は、草地建設に力を尽くし、管理水準を高め、科学養畜を実行し、家畜製品加工と综合利用を發展して、草地牧畜業が国民経済の中でますます大きな役割を發揮できるようにすることである。

問：目前我国の草原管理上、存在している主要問題は何ですか？

答：概括して言えば、以下の三つの主要問題がある。

一は草原保護問題：建国初期に我国はもう草原保護の政策を制定した。しかし、多年來管理工作が追い付かないために、特に“糧を綱とする”政策を執行したため、牧業区の牧を主とする方針と草原保護の政策が貫徹されなくなり、草原を乱りに占用し、乱りに開墾するのと草原植物被覆を破壊する状況が十分に嚴重であった。多年來、草原の嚴重な砂漠化、アルカリ化、退化面積が利用できる面積の三分の一に達したのである。

二は草原の合理的利用の問題：長期的にずっと草原所有権と使用権が固定せず、牧業区の生産経営上“大釜飯喰い”（平均主義）の弊害が存在しておる為、人人は草原を利用するだけで建設をせず、加えて家畜の頭数が倍に達する早さで増加したので、草原は過度

に放牧され、草原退化は一步進んで加速された。七十年代末期の統計によれば、各種草場の草生産量を五十年代中期と比べてみれば、三分の一から二分の一も低下した。だから急いで、草量で畜数を定め、合理的に草場を利用する放牧制度をうち立てる必要があった。

三は草原建設問題：多年來草原建設を重視しなかったために、草原建設は緩慢であった。目前我国人工草場面積は僅かに可利用草場面積の1.8%を占めるに過ぎない、圍い柵草場面積は僅かに可利用草場面積の1.2%を占めるに過ぎない。世界の草原牧畜業発達国家と比較すると、ギャップが非常に大きい。

近年来、党中央、国务院が牧業区は牧畜業を發展すると言う生産方針と草原の保護政策を何回も重ねて下達したので、牧業区は牧業生産上の“大釜飯喰らい”の現象を改正し、家畜群と草場の連産請負制を実行して、草原建設を促進した。国家は一定の資金、物資を分け与えて草原建設と鼠虫害の予防と管理に使わした、牧業区と南方草山区に1ロットの草の種の繁殖基地を立て、草原建設、草原改良、飛行機による牧草の種蒔きと牧草科学研究の試行ポイントを展開して、一定の成果を取得し、今後の草原建設と草場牧畜業の全面發展のために、有益な經驗を提供した。

問：草原の管理と建設を強化することは我国国民經濟の發展に対してどんな重要な意義があるのか？

答：草原は我国の貴重な自然資源であり、牧畜業を發展して肉、乳、皮、毛等の畜産品を取得する物質基礎である。目前我国牧業区草原だけで飼養している各種家畜は一億頭近く、毎年国家に使役家畜三十余万頭、肉用牛100余万頭、肉用羊1000余万頭、原皮1000余万枚、羊毛、羊絨、駝絨1億余斤を提供している、これらは国内食品、毛紡、カーペット、皮革等の重要な原料であり重要な輸出物資である。我国人民の食物構造の变化と消費水準の高まるに連れて、畜産品に対する需要量は日増しに増加し、草地牧畜業の開發は国民經濟の中でますます大きな役割を發揮するであろう。我国草原草山は主に東北、西北、西南と内蒙古の邊疆少数民族地区に分布している、従って草原の建設と管理を良くやり、力を尽くして草地牧畜業を發展することは、少数民族と邊疆地方の經濟發展に対しても重要な意義がある。

問：《草原法》は主にどんな問題を解決するのか？その公布はどんな意義があるのか？

答：《草原法》は主に三つの問題を解決した。

第一、草原の権利帰属、利益占有と管理責任問題を解決した。《草原法》は草原の所有権と使用権を規定し、草場個人請負經營体制を肯定し、草原の所有権と使用権は法律の保

護を受けて侵害されないことを規定した。もし特殊状況により草場を調節する必要がある場合には、双方の協議をへなければならぬ。国家建設が集団の或は個人長期固定使用の草原を収用するには、《国家建設土地収用条例》の規定を参照して、適当な補償を与え、穏当に牧民の生産と生活を安置する。特別に民族自治地法の利益を配慮すべきである。国家建設が草原を臨時使用して満期後、用地部門は草原植物被覆を回復すべきである。草場紛糾に対しても、解決の原則と手順を規定している。これで草原の保護、利用、建設と生産者の権、責、利を緊密に結合したことになり、過去の草原管理上の“大釜飯食い”の誰も責任を負わない現象を解決したばかりでなく、又外来要素の草原に対する勝手な占拠を制止して、草原建設事業の発展を保障したことになる。

第二、草原の保護問題を解決した。《草原法》は開墾と草原破壊禁止を厳格に規定した。既に開墾して草原砂漠化或は嚴重な水土流出を招いたのは、県以上の人民政府が期限を切って閉鎖し、植物被覆の回復を指令し、耕の牧への還元をさすべきである、と。又過度な放牧が原因で草原砂漠化、退化、水土流出を招いたのは、放牧強度を調整し、牧草を補植し、植物被覆を回復すべきだと規定した。かつ、草原上の珍奇野生植物の勝手な採集を禁止し、鼠、虫を捕食する益鳥、益獣を保護し、機動車両が草原上を走行して植物被覆を破壊するのを防止し、及び汚染を予防管理し、草原火災を防止する等を規定した。これは法律上から草原に対する勝手な開墾と破壊を制止し、科学的な管理で草原を利用する制度の確立を保障したのである。

第三、草原の建設と法制的管理問題を解決した。《草原法》は、地方各クラスの人民政府が草原牧畜業発展企画を制定し、それを国民経済発展計画に納入して、草原の保護、建設と合理的な利用を強化し、草原の養畜能力を高めるべきだと規定した。国家が草原牧畜業の科学研究を激励し、農、林、牧業区と市町の植草を激励し、そして草原の保護、管理と建設、草原牧畜業の発展等の方面で顕著な成績のある部門或は個人を奨励することを規定している。草原の管理法律執行部門及びその役目に対して、《草原法》は以下のごとく規定している、国务院農牧業部門は全国の草原管理工作を主管する、県クラス以上の地方人民政府農牧業部門は本行政区域内の草原管理工作を主管する。県以上農牧業部門は、《草原法》の規定に違反して草原所有権、使用権を侵害し、草原を開墾し、草原の植物被覆を破壊する等の行為に対して処理をする権限がある。又、国务院農牧業部門は本法に依拠して実施細則を制定し、国务院に報告して批准を得た後施行する、と、規定している。自治区、省人民代表大会常務委員会は憲法と本法原則に依拠し地方の特点と結合して實施

細則を制定することができる。これらの規定は草原の建設と管理を部門と役目の方面から肯定したので、我国草原牧畜業の近代化事業の発展は保証されたことになる。

《草原法》の発布は、我国草原建設管理と草原牧畜業が天氣に頼る後進的な養畜経営方式から近代化科学管理経営方式への転化の標識であり、その実施は必ずや我国の農業近代化建設に対して重大な影響を及ぼすであろう。

問：貴方は《草原法》の貫徹実施中にどんな問題に注意すべきだと思っていますか？

答：我国草原草山は果てしなく広く、種類タイプが複雑で、過去の遺留問題も非常に多いのに鑑みて、各クラスの人民政府及びその農牧業部門は《草原法》の貫徹実施を一項目の光栄にして並みたくない重責として力を入れるべきである。指導を強化し、力を組織し、計画的、段階的に《草原法》の貫徹を末端まで具現化すべきである。

同時に、《草原法》の貫徹実施の過程に、いくらかの具体的な問題に対する処理は必ず実際に基づいて正しく処理する原則を堅持し、周密な調査研究をし、着実にきめ細かい仕事をし、草原上の広範な幹部と人民の社会主義建設意欲を動員し、団結を増強し、信念をうちたて、安定、優秀な品質、高い生産量のある我国草場牧畜業の発展と優良な草原生態システムをうち立てる為に、世界の先進的な水準をキャッチ・アップする為に努力しよう。

国内外草原立法の紹介

農牧漁業部牧畜局 李毓堂

世界草原立法の発展

草原、又は草地或は草場と称す、は一種の貴重な自然資源であり、牧畜業の最も基本的な生産資料であり、家畜を發展して、肉、乳、皮、毛等の畜産品を取得する物質基礎である。草原管理と経営をよくやることは、安定的に、優秀品質、高生産量で草原牧畜業を發展する根本的な保証である。

当代各国の草地立法は、草地保護、利用の管理、草地建設と改良、林間草地の放牧管理、牧草の種の経営管理などの方面に関する法律法令を含み、草地科学管理と近代化建設の一つの重要部分であり、各国経済法規の中の一つの重要方面である。草地立法の目的は、法律手段を通して国家草地資源と草地生態環境を保護し、草地所有制を保護し、草地生産

力を発展して、社会と人民に利するためである。

近代草地立法は近代農業生産力の発展に従って、草地経営と草地牧畜業が遊牧の自然経済から科学的集約管理経済に転化した時に発生し発展したのである。遊牧経済時代には、人達は水、草を追って住む生産方式を取った、草地は土地の一部として土地所有制の区分に従って帰属する以外、経営方式上基本的に自然利用状態に処して、殆ど人工科学管理措置がなかった。その後家畜頭数が絶えず増加し、加えて人達が草地を開墾して穀物を植えたので、草地はだんだんと過度利用と開墾破壊のために大面積退化、砂漠化が発生し、これが一步進んで草地旱魃、暴沙、黒暴風、鼠虫害等の自然災害が頻繁に発生し、家畜の周期的な大量飢餓死亡を招いた。近代になって、農業生産力が一定の発展を遂げた後、人達が初めて草地管理を重視しだし、草地の保護、建設と科学利用の各種の措置を取り、これに従って草原管理の関係法規が生まれたのである。

米国西部草原は十六世紀にスペイン探検家が第1ロットの牛を持ち込んで放牧業に従事しだしてから十九世紀末までに、家畜が大量に増加した為に、草場はみだりな放牧、過度な放牧と開墾で破壊され、草原に嚴重な砂漠化と黒暴風の発生を招いた。米国聯邦と地方政府は本世紀初頭から草原法規を制定し始めた。1916年ネブラスカ州は《家畜飼用土地法》を制定した、1934年米国政府は《タイラー放牧法》をパスした、1936年米国政府は又《草原保護計画》法令を制定した。カナダのアルボタ、サスコチエオン等の草原省が《土地法》の中で、草原放牧コントロールと等級の同じくない放牧地の養畜量等に対して、皆規定をした。西ヨーロッパでは、ドイツが1929年に草場コントロール法規を制定した、ノルウェーが1939年に草地放牧コントロール条例を制定した、英国は1949年に発布した新森林法の中で林間草地の放牧管理に対して特に規定を作った。オーストラリア各州は二十年代から五十年代にかけて別々に州の《草地法》、《土地法》、《土壌保持法》等の法規を制定した、内容は政府が牧民に草地をリースする期限、種類タイプの同じくない草地の養畜量と放牧強度、草場退化を招いたものの処理方法等である。日本は非常に早くから草地管理に関する法律があった、1950年国家は又新しく《草地法》を発布した、その中で都、道、府、県は皆当地の草地管理定款を制定すべきだと規定した。米国が1905年制定した林間放牧に関する法律、ソ連1947年の関係法令、南ロシア1949年発布の《森林法》及び日本の林間放牧法令は、皆林間草地放牧管理に関する規定があった。この外、ニュージーランド、カナダ、米国、デンマーク、ソ連などの国では牧草の種の標準化生産、品質検査と輸出管理制度等に対しても特別な法規を制定した

。蒙古人民共和国は1963年に草原水井戸の登録、保護と使用の条例を發布した。

各国の上述草原法規の実施は、各国の草地科学管理と草地建設の近代化の実現に対して促進と保証の役割を果たした。その具体的な成果は：（1）草地に対するみだりな開墾と破壊を制止し、草地資源（林間草地を含む）の合理的な開発利用を推し動かした；（2）草地の過度放牧退化現象を防止し、草地建設と科学放牧制度の打ち建てを促進して、草地生産力を安定、優秀品質、高生産量の方角に向けて発展させた；（3）牧草の種の高品質生産と科学経営管理制度の打ち建てを推し動かした；（4）草地の自然生態環境を保護し、草業が国土管理と国家基本建設の中の重要な一業と成る事を促進した。

国外草原立法の主要内容

（一）草原の保護と利用に関して

草原の保護と合理的な利用は、草原の生態バランスを保持し、牧草の自然更新を可能にし、従って安定的な草生産量と養畜量保持の最も基本的な措置となる。多くの国は草原の退化、砂漠化を招く草原の乱開墾を禁止し、放牧過度を防止するために、草原の保護と利用に対して多くの法律規定を作った。限りなく広い草原で、放牧の牧畜業を主とするオーストラリアの、法律規定は：草原（牧業区土地）は政府所有に帰属する、政府は草原を牧場主にリースして使用させる、期限は二十一年、四十二年或は九十九年で同じくない、その生産量に従って別々に一定の養畜量をコントロールしている。例えば南オーストラリア一般的な天然草原では4～5ヘクタール毎に養羊一頭と養畜量をコントロールしている、地味の薄いところで、草生産量が極端に低い草場では20～25ヘクタール毎に養羊一頭とコントロールしている。牧場主のリースしている草場がもし規定の養畜量を超過して、草場の退化を招いた場合には、政府は法律によって最高牧場の回収まで処罰できると、法律はまた規定している。牧業の比較的発達しているカナダで、国家法律の規定は：同じくない種類タイプの草場放牧は一定の放牧強度をコントロールすべきである。一般天然草原の限定放牧強度は草生産量の50%、人工草地の限定放牧強度は草生産量の80%。もし牧場主が規定に違反して超過放牧すれば、国家は私人牧場にリースした放牧地を回収する権限がある。養牛業の発達したアルゼンチンでは、草原が保護と合理使用されることを保証するために、国家發布の法律規定は：全国すべての草地は一律的に柵圍い放牧を実行すること。米国は《タイラー放牧法》の中で、草原放牧過度の防止、放牧区の家畜種類と頭

数のコントロール、放牧費を取ることで、資金を調達して草原改良をする事などに対して規定をした。人口稠密で、草地の非常に少ない日本では、非常に早くから草地管理の法律を定めてあった。1950年國家は又重ねて草地法を制定した、その中の規定は：各クラスの地方行政は必ず層毎に草地管理定款を制定すること；市、町、村の草地管理定款は都、道、府、県に報告して批准を受けること、都、道、府、県の草地管理定款は農林大臣に報告して批准を受けること。草地管理定款の内容は以下を含む：草地位置、面積、用途、区画、放牧期、畜種、養畜量、放牧方法、草刈り期、草刈り回数、草刈り量等。又定款に違反した者に対しては処罰措置を規定した。例えば草地退化、水土流失を招いて国土保持に嚴重な危害を与え、しかも主管地方政府の草地保護措置を取れと言う指示に従わないものに対しては三万円以下の罰金を課す；草地退化、水土流失を招いてしかも主管地方政府の实地検査を拒絶、妨害或は忌避する者に対しては一万円以下の罰金を課す。日本は草地経営に注意したので、この二十年来牧業は非常に大きな発展を遂げた、牧業生産値の農業経済の中のシェアは一倍近くも増長した。

林間放牧に対して、米国の法律規定は国有森林での放牧を許可している、手続きは牧場主申請、政府ライセンス発行を経て、一定の放牧料を取る。放牧規則の中に家畜種類、頭数と放牧時間を規定してある、違反者は処罰される。ソ連部長会議1947年決議発布の林区放牧及び草刈り地の範囲と処罰方法、日本の林間放牧に関する法律も、類似な内容を規定している。

(二) 草原の建設と改良に関して

人工草地を建設し天然草原を改良することは、大幅に草場の単位面積の草生産量を高め、安定的な高速で牧畜業を發展せしめる意欲的な有効措置である。多くの國家は法律法令を制定して、意欲的に人工植草を推し進め、草原改良と各項目の建設措置の実施を激励している。草原面積が小さくて、集約的な経営を取っているニュージーランドは、建国後立法を通して草植え養畜を保証している。規定は：政府は一定の手順にしたがって私人に金を貸して牧場を經營させる；借款申請者の条件は、必ず農業高等教育訓練を受けた者、そして試験に合格した者；牧場経営は必ず先に柵圍い植草をやり、その後放牧養畜をやる方法を取ること；借款期限は10～35年。これらの規定は、草地の高度な集約化経営を保証し、ニュージーランドをして草地単位面積畜産品生産量と牧業労働生産性が世界で前方の席次を占めるに至らしめた。英國は牧民の草地経営發展を激励するために、1957年に改正した《農業法》の中で、耕して三年以上立つ草地に対して政府は経費補助を出して更

新させることを規定している。又割り当て金の方法と金額も規定してある。米国は1951年に農業部と公立高等学院、大学が共同発起して草地改良を実施する十大綱領を制定し、農民の牧業生産発展に対する幫助、人工草地の打ち立て、化学肥料の使用、灌漑の実行、良種の推し広め、経営コストの降下及び草地リース方法の改善等に対して規定を定めた。日本も1953年に“草資源改良をもたらす計画”の法令を公布した。

(三) 牧草の種の生産と経営に関して

優良な牧草の種の生産と経営は、人工まぐさ飼料基地の打ち立てと補足種蒔きによる天然草地の改良の為の基礎工作である。多くの国家は優良牧草種の育成と繁殖、牧草種の科学経営管理の強化に対して、特別な法律法令を制定している。オーストラリア政府は牧草種の生産、販売、検査、貯蔵等に対して、皆標準化の具体的な規定をしている。

ニュージーランドでは、国家が全国牧草種検査と種保証制度を制定した、牧草種のクラス別品質標準を規定したばかりでなく、輸出制限も規定した。デンマーク、カナダ等の国では、国家が牧草種検査制度を制定した、そして国立種検査所を特別に指定して種の鑑定工作进行する責任を持たした。フランス政府は1950年に飼料作物品種登録法令を發布した。米国は1949年に農業部と関係部門が連合して国家牧草種基礎計画を制定した。ソ連は1960年に牧草品種繁殖育成新制度を制定し、牧草種標準と生産超過奨励方法等に対して規定を作った。

我国草原立法の発展

我国の草原は古代から多くは遊牧をする少数民族が活動をする所であった、草原経営に対して多くは自然利用方式を取っていて、伝統の放牧習慣法以外に、成文の草原法規がなかった。解放前まで、草原牧業区には牧主、農奴主所有制と部落所有制など何種かの社会経済形態が存在していた、草原は牧主占有以外に、相当部分の名義上は領地、部落或は寺廟公有、実際は王公貴族、牧主、部落頭目と寺院上層部が封建特権を通じて支配権を把握して小作料取り立て等の搾取を行っていたのがある。草原経営は尚自然放牧状態に処しており、草原保護、科学利用と建設に関する管理法規がなかった。草地生産力は長期的に帝国主義、封建主義、官僚資本主義の束縛を受けた為に十分に低下し、牧業区家畜は僅かに二千九百余万頭、畜産品商品量は非常に少なく、牧民の生活は十分に困苦であった。

新中国のうち建ては、我国草地管理と草地牧業が原始的な遊牧経済から近代的集約管理

経済へ過渡し始めた標識である。中国共産党と中央人民政府は十分に草地の科学管理と近代化建設を重視していた。多くの政策法令の中で草地の管理と建設を規定していた。1953年周恩来総理がサインして公布した中央人民政府政務院188回会議の批准した《内蒙古自治区、綏遠、青海、新疆等の若干牧業区牧畜業生産の基本総括》の中の規定は：“草原を保護育成し、牧場、草場を分画して合理的に使用する”，“半農業半牧業区或は農牧交差地区では、牧業生産の發展を主とする。この為に、牧業を保護し、開墾を禁止する政策を取る”。又牧業区で“牧民牧主両利”の政策を実行すると規定している。1958年國家が發布した《一九五六年～一九六二年全國農業發展綱領》の中の規定は：“牧業区では草原を保護し、牧草を改良、育成し、特に水源の開拓に注意すること”。1963年中共中央が批准發布した《少数民族牧業工作与牧業区人民公社に関する若干政策の規定》（“牧業四十条”と略称）の中の規定は：“必ず草原保護をし、砂の予防、砂の管理、鼠虫害の予防管理をし、水源を保護し、水利工事を興し、草原の育成改良と合理利用をすること”、“計画的に牧業区と草原の基本建設をやること”。これらの政策法令の実施は大いに我国草地管理工作と草地牧畜業の發展を推し動かした。1965年までに、我国草地管理は新制度をうち立てた、牧業区家畜は七千四百余万頭までに發展し、畜産品商品量は大幅に増長し、牧民生活は顕著に高まった。

然るに60年代中期から農業指導思想上農業重視牧業輕視傾向の影響があった為、牧業区と草山区で大量に草地を開墾して穀物を植える事が起きた、特に十年動乱期間多くの地方が“牧民は心に疚しい糧を食べない”、“牧業区は農業区に過渡する”等の錯誤スローガンを提出し、草原の開墾破壊を激化した、加えて牧業区の家畜が倍までも増加したのに草原管理と建設が追い付かず、草地退化、砂漠化と水土流出の趨勢が發展し、旱魃、暴風、鼠虫害が益々激化した。七十年代中の統計に拠れば、全國牧業区草原で開墾されたのは一億零二百万畝に達し、草原の嚴重砂漠化退化面積は草地面積の三分の一を占め、鼠虫害面積は草地面積の30%を占めた。黄土高原と南方山地草山区の水土流出は嚴重に發展した。各種草場草生産量は平均して五十年代と比べると三分の一から二分の一も降下した。牧業区家畜は冬春草欠乏のため毎年五百万頭以上も死んでいる。同時に、草地上の珍奇有益な野生動植物資源も潰滅的な略奪破壊によって絶滅に瀕臨していた。

党の十一期三中全会以来、党と國家は草地工作中的“左”の思想影響を一掃し、草原を保護、建設する方針政策を重ねて下達した。1978年中共中央が制定した《農村人民公社条例（試行草案）》中の規定は：“公社、大隊、生産隊所有の土地、山林、草場、砂浜

、水面はいかなる部門、個人も無償で調達使用或は占用してはならない”、“林業区、牧業区、漁業区は専ら或は主に林業、牧業、漁業を経営すべきである”。1979年中共中央の《農業発展の加速に関する若干問題の決定》の中の規定は：“開墾で森林、草原と水利施設を破壊するのを許さない”、“草原と農業区草山草斜面の建設を強化し、水利工事を興し、畜種を改良し、草場を合理的に利用し、区画して順番に放牧して、養畜量を高めること”。1982年中央一号文献の規定は：“牧業区は切実な調査の基礎の上で、明確に草原権利帰属を区画し、より良く草原を保護し建設すること”。1983年中央一号文献の規定は：“耕作して作物を植えるのに適宜でない土地は林に還元、牧に還元、漁に還元すること”。1984年中共中央、国务院の“着実に掘り下げた祖国の緑化運動の展開に関する指示”の中の規定は：“森林、草原に対する破壊行為は必ず厳格に制止すること。林草原植物被覆を破壊する犯罪分子にたいして断固と打撃すること”、“現有の草原に対しては管理を強化し、更新改良し、合理的な放牧をして、草原退化を防止する”。中央の方針政策の指導下で、国家農牧漁業部は1978年から我国第一部の草原法（草案）制定の起草を始めた、前後三回の全国農牧廳、局長會議の討論修正を経過して、各省、市、自治区と国务院各部委、軍隊関係部門の意見を聴取し、1981年4月に元国家農業委員会と農業部が連名で草原法（草案）を国务院に申告した。国务院經濟法規研究センターが数回討論修正を組織した後、又1983年末に開かれた全国農村工作會議の討論修正を経過して、1984年6月12日に国务院常務會議でパス、1984年11月10日に正式に六期全国人民代表大会常務委員会八回會議の審議に交付した。人大常委會の審議修正後、1985年6月18日に全国人民代表大会常務委員会第十一次會議でパス、中華人民共和國主席李先念により第二十六号主席命令で公布した。同時に、三中全会以後、内蒙古、青海、新疆、寧夏、黑龍江、河北等の省、自治区と一部の地、州、県（旗）も本地方の“草原管理条例”或は草原保護の通令（各所に出す同文の命令）、布告等の法規を、公布施行した。これは我国草地管理と建設が草地立法で保障される發展新段階に進出した標識である。

JICA